

伊勢湾台風被災者世帯における生活再建に関する研究

－矢作製鉄所労働者のインタビュー調査を手がかりに－

Study on the life reconstruction in Ise Bay Typhoon victims households

－To clue the interviews of Yahagi steel plant workers－

大橋 美加子

Mikako Oohashi

〈摘要〉

本研究の目的は、戦後、日本に甚大な被害をもたらしたとされる伊勢湾台風に着目し、被災者の生活がいかにか破壊されたのか、生活構造論をもとに明らかにした。また、被災者世帯はいかにして生活を再建したのか。生活再建のプロセスをインタビュー調査ならびに伊勢湾台風の史実をもとに検索した。

以上、本研究は伊勢湾台風被災者世帯の生活構造の破壊を明らかにするとともに、窮乏化の進行を抑止する原因を検討した。

〈キーワード〉 自然災害 伊勢湾台風 生活再建 生活構造論 矢作製鉄所 労働者

はじめに

1959年（昭和34年）東海地域に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風¹⁾は、河川の氾濫から大規模な洪水被害²⁾をもたらし、死者・行方不明者5,000人以上（死者4697人、行方不明者401人、負傷者38921人³⁾）という戦後最大規模の大災害を発生させた。戦後最大規模となる未曾有の大災害は尊い人命を奪うだけでなく、人々が居住する場や労働、教育、医療等、生活を営むためのインフラを破壊した。伊勢湾台風以後、災害を風化させず被害の状況から知見を積み重ねる研究が土木工学、経済学、社会福祉学等、学際的な研究が取組まれてきた。とりわけ、土木工学を中心に、洪水被害を減らすための河川工事や防波堤の強化、浸水被害から住宅を守る都市整備など、減災研究に着眼が置かれた。また、台風災害が発生した際におよぶ経済損失や、復興にかかる財政規模に関する研究が検討された。

こうした学際的な研究が取り込まれるなかで、社会福祉学は被災住民の支え合いや被災した孤児の保育など、福祉的支援に関わる実践研究が行われた。なかでも、名古屋市南部を中心とした被災した子どもの支援活動や、住民の組織化を促すセトルメント運動を検討

するなど、被災者の生活支援が考究されてきた。しかしながら、先行研究において、災害が発生して被災者世帯の生活構造がいかに破壊されたかは、明らかにされていない。なおかつ、被災者世帯の階層がいかに上昇していかに安定したのか、福祉専門職がいかに介入したのかは解明されていない。本研究は、伊勢湾台風被災者世帯の生活構造の破壊を明らかにするとともに、災害により窮乏化した状況からどのように生活再建をはたしたのか、そのプロセスを究明することである。

1. 生活構造論の概要

本研究における先行研究を概観する。台風災害によって被災者は家族を失い、また、家屋が倒壊し居住することができなくなったり、働く場を失ったりして、平穏な生活から突然生活困窮に直面したと思われる。生活困窮に直面したことから生活が不安定となり、窮乏化が生じたと推察される。本研究は、籠山ら（1974年、1976年）の生活構造論を用いて被災者の生活と困窮する実態をとらえることから、貧困現象と窮乏化のメカニズムを概観する。

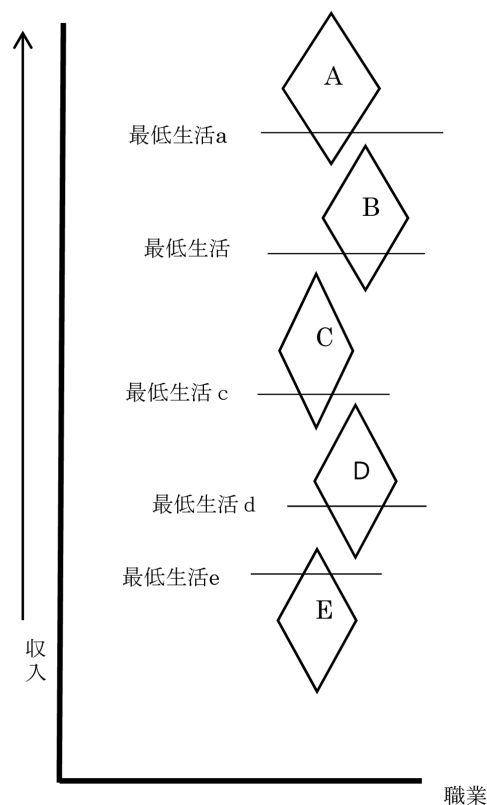


図1 社会階層とその最低生活費

出典：籠山京（1976）『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会，p.19

籠山（1976）は、図1に示されるように、「社会における職業群がABCDEという層に分類できたとすればその各々の職業階層にそれぞれ最低生活費 abcde が計算できる。その階層のいずれにも、最低生活費に満たない収入の者がいるはずである。貧困な人はABCDEのどの階層にもいるということになる⁴⁾。」と言い、どの階層以下を社会的に問題とするかは、「ABCDEの各々の層で決められるものを最低再生産費と称し、その中でたとえばD層の最低再生産費を貧困の基準として最低生計費とし、貧困層と貧困でない層を確定した⁵⁾。」このように、籠山は、「現実の社会がいくつかの層から成り立っていて、その底辺に貧困層があると考え、社会を単に貧しい人と富んでいる人の集団だとみただけではなく、それは層によって組み立てられた構造的なものだとみている⁶⁾」のである。

また、籠山（1976）は、再生産と消費の循環を生活構造のシェーマにまとめ、貧困層の創出過程を論じた。籠山によると、「職業が

あって、その職業に所定な労働条件があり、それに応じて一定の労働力が消費され、その支払として賃金収入が入り、これで労働力を生産する。その再生産は、市場から諸々の物資とサービスを買って消費生活を営むことによって行われる⁷⁾。」という。

さらに、籠山はこの生活構造という再生産のメカニズムを、1日24時間を一区切りとする日常生活の構造でとらえ、労働・余暇・休養の3つの部分に分け、労働・余暇・休養のエネルギー消費 $A \cdot B \cdot C$ と、それぞれのエネルギー補給 $a \cdot b \cdot c$ の関係が相違していることを示した。「第1基本状態は、 $A \cdot B \cdot C$ の3つの消費の総和が、 $a \cdot b \cdot c$ の補給よりも大きい場合、 $(A+B+C) > (a+b+c)$ の状態である。この状態を続けていくと疲労は次第に蓄積され、慢性的となれば病的になる。第2基本状態は、消費の総和と補給の総和が等しい場合、 $(A+B+C) = (a+b+c)$ の状態である。第3基本状態は、消費の総和に比べて、補給の総和が大きい場合、 $(A+B+C) < (a+b+c)$ の状態である。この第3基本状態のように常に補給が過大な状態は、日常生活にとって望ましい状態といえる⁸⁾。」と論じている。

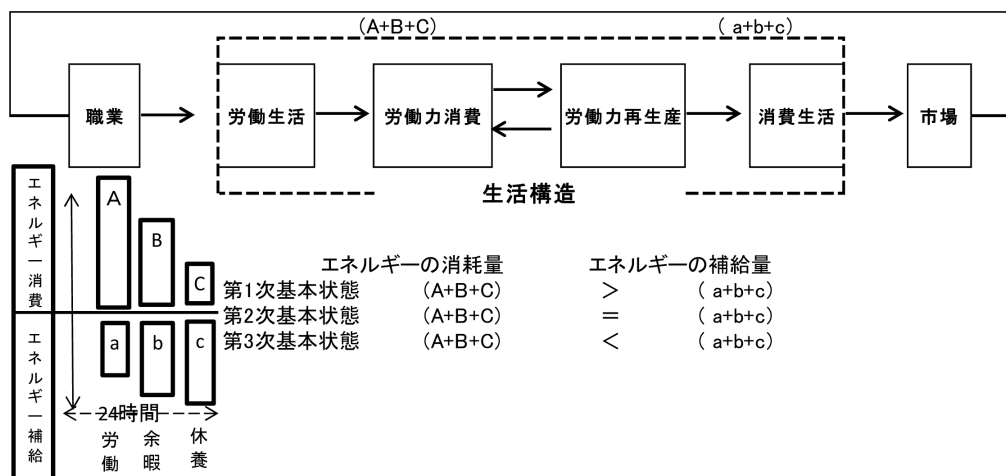


図2 生活構造の図式（シェーマ）

出典：籠山京（1967）『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会，p.24

籠山京（1984）『籠山京著作集 国民生活の構造』ドメス出版，p.62

「労働による消費とこれに対する再生産のバランスが破れて、階層からの転落がおこる。これが階層の不安定化をもたらし、貧困という社会的現象⁹⁾」が発生するという。こうした社会現象の発生は、貧困を起こし階層落層・転落が生じる。この、貧困の原因には、失業などの外的原因あるいは社会的な原因と、病気・障害・死亡・離別といった内的原因あるいは個人的原因がある。しかしながら、それらは常に必ず貧困原因となるわけではない。病気や失業が貧困原因となって、階層転落を起こすもう一つの条件として①貯蓄・資産、

②家族の稼働力、③家族の支援・援助、④労働条件の保障、⑤社会保障の5つが挙げられている。籠山は、5つの条件のうち1つでも加わっていれば階層落層・転落は生じないが、これらすべての条件が得られない場合、直ちに階層落層・転落が生じ窮乏化に直面する¹⁰⁾と論じた。

表1 資産等の有無と貧困条件

		A：貧困による	B：貧困とならない
1	貯蓄・資産	－	＋
2	家族の稼働力	－	＋
3	家族の支援・援助	－	＋
4	労働条件の保障	－	＋
5	社会保障制度	－	＋

出典：籠山京（1976）『戦後日本社会における貧困層の創出過程』
東京大学出版会、p.40 筆者一部加筆

災害が発生した時、このシェーマ図に示される、生活構造が破壊されることから、被災者の生活が成り立たなくなることを意味していよう。災害時には、被災者の居住する場が破壊されるだけでなく、労働する場を失い、シェーマ図に示す労働生活を喪失し、労働力消費ができなくなる。また、労働生活を喪失し、労働力消費ができなくなるということは、労働力の再生産を得ることができず、消費生活を営むことができないということになる。労働力の再生産が得られなくなった被災者は、貯蓄・資産を切り崩し消費生活が行われるという、生活構造のバランスを失い生活の不安定な状況に直面する。

伊勢湾台風によって被災した世帯の生活構造（籠山 1976）はいかにして破壊されたのか、先行研究において究明されていない。とりわけ、災害によって生計主体者を失った場合、世帯の生活構造は大きく変容したと思われる。また、被災者世帯の構成員が働く事業所が被災すると、生活構造は循環することができず、被災者世帯は困窮に直面していたと推察されるが、先行研究においてこれらの発生のメカニズムおよび、そのプロセスは究明されていない。さらに、被災世帯は困窮した状況をいかに「脱出」したのか検討されておらず、災害被害によって生じた困窮からの脱出と、生活構造の安定化を検討した研究はこれまで着手されていない状況にある。

以上、本研究は、伊勢湾台風で被災した世帯の生活が如何に困窮に直面したのか、そのメカニズムをインタビュー調査によって明らかにする。そして、どのように被災者世帯は、困窮に直面した状況から生活再建を果たしたのか、そのプロセスを究明し、災害時に必要な福祉施策や支援体制を検討する。

II. 調査に関する研究方法

伊勢湾台風は、戦後最大の台風災害とされ、災害対策基本法制定の契機にもなった歴史的災害であった。それと同時に、現代的な課題ともつながりのある問題を含んだ災害である。本章では、伊勢湾台風時の災害に関する実態を明らかにする。

1. 用語の定義

本研究で用いる用語の定義を簡略に示しておく。

1) 「生活再建」

1998年に制定された被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号第1条）の目的には、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものであって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援すること」にあったとし、生活再建を、「被災者の自立した生活の開始」と定めている。本論文における「生活再建」とは、自然災害によって生活の基盤に著しい被害を受けた被災者個人や世帯が再び自立した生活を送れるようになることを指すものとする。

2) 「自助、互助、共助、公助」

矢守（2012）は防災の視点より、「自助とは、住民一人ひとり、あるいは家庭における防災・減災をいう。共助とは、地域社会やボランティアを中心とした相互の助け合いを中核とする防災・減災である。公助とは、国や自治体、およびそれら一体となっている専門家が主導する防災・減災である¹¹⁾。」と定義している。また、石井（2004）は地域福祉の視点より、自助とは「その人の生活の自立のための支援を指し自助を担う主体の範囲は当事者および生活を共にしている家庭内に留まるもの、互助とは、個人の自立を支えるもの、お互いの助け合いによって、それぞれが何らかの支援を交換し合うもの。互助の主体は、生活圏を共にしているコミュニティ内の近隣住民や、知人・友人といった個人的ネットワークで結ばれた人々、共助とは、共通の目標を持つことによってコミュニティを越えても支援が可能となるもの。直接的な利害関係のない不特定の人々を対象にして、自主的に参加した人たちによる原則的に無償の行為からなる支援システム、公助とは、政府・行政機関による支援のこと。人々の基本的な生活権を保障するもの。社会保障制度による生活支援¹²⁾。」と定義している。

本論文において、災害福祉の視点より、「自助、互助、共助、公助」を以下のように定める。

「自助」とは、自分やその世帯、家族を助けること。自分の安全や生活は自分の責任に

において確保すること。「互助」とは、近隣住民、知人・友人といった個人的ネットワークで結ばれた人々が、お互いの助け合いによって安全や生活を確保し合うものをいう。そして、「共助」とは、企業内の共助といった共通の目標を持つ地域社会やボランティアを中心とした相互の助け合いをいう。「公助」とは、政府・行政機関による支援、社会保障制度による生活支援、災害時の救助活動も含むものとする。

2. 面接調査の実施

1) 調査の目的

本調査の目的は、戦後、甚大な被害をもたらしたとされる伊勢湾台風に着目し、被災住民の生活実態をとらえ、台風災害により住居を失い、働いていた場所を失い、また、水が引くまで働けない状態となった時どのような生活となったか、そこからいかに生活を再建したのかを探索することにある。伊勢湾台風災害時被災者の生活は災害によりどのように変容したのか。伊勢湾台風の被害に関する実態を調査することにある。

2) 調査者対象の選定

本調査における対象地域は、愛知県名古屋市南区である。とりわけ、伊勢湾台風の被害が甚大であった柴田・白水地区とした。対象地域の選定理由は、以下の二つである。

第一に、東海三県を襲った伊勢湾台風（台風15号）は、名古屋市に大規模な被害をもたらした。全体の被害総計は、死者4,764人、行方不明213人、負傷者38,838人、建物被害、全壊35,125棟、半壊105,344棟に及んだ。対象地域南区は、名古屋市内で最も被害の大きかった地域である。名古屋市全体の犠牲者のうち7割以上が南区の住民であった。強風や高波によって最大の被害をもたらした八号地貯木場の当時の貯木量36万石（約100,800m³）のほとんどが、背後の低地域である柴田・白水地区に流失した。住宅地を流木が襲い、南区の死者、行方不明者は1,417人を数えた。そのうちの926人が、柴田・白水地区の住民であるなど、甚大な被害を受けた地区であった。

第二に、対象地域は、大工業立地として中京工業地帯の中核部として、その下請け中小企業も多い地区である。大規模工場の労働者や中小企業労働者、臨時工、社外工、零細自営業、日雇いといった労働者の居住地域でもあった。日頃より不安定な生活を営む人々が被害を受け、災害はより大きな苦しみを与えたと考えられる。

以上の理由を踏まえ、伊勢湾台風より、名古屋市内で最も激甚な被害を被った南区柴田・白水地区に在住する5名に協力を依頼した。2014年9月に行われた伊勢湾台風から55年後の式典の際、南区役所職員より、伊勢湾台風の語り部活動をしているS氏を紹介される。その際、本研究の面接調査の協力を得ることとなった。S氏から紹介された南区白水地区在住のA氏（元自治会長）の協力のもと、柴田・白水地区に在住する被災経験者男

性2人（B氏・C氏）を紹介され、S氏の紹介による女性1人（D氏）の計5名を対象者とした。

3) 調査の方法

本調査で用いる研究方法は、質的アプローチにより被災者らの生活史を探索する方法を用いた。生活史を聞き取る方法として、半構造化された面接用紙を用いて、訪問面接を実施した。訪問面接調査は、プライバシーポリシーを定め、協力者の了解のもと訪問面接調査を実施した。データの収集方法は、フィールドノートを用いて面接内容を記録した。併せて、対象者の許可を得て録音機器を使用した。

訪問面接調査を選択した背景には、伊勢湾台風被災者のライフサイクルを記述した先行研究が僅少であることから上記方法を採用した。そして、伊勢湾台風から59年が経過し、当時20代であった被災者も80代と高齢化しており、貴重な体験を語ることができる語り部が減りつつあるなかで、伊勢湾台風被災者の生活状況を実際に確かめたかったからである。

4) 分析方法

本研究は、訪問面接調査をもとに得られたデータを逐後録として起こし、伊勢湾台風時の被災住民の生活実態をとらえ、生活の変容に関する要素を表している記述を抽出し、生活軸ごと時系列に整理した。さらに、籠山の貧困を起し階層転落・落層が生じる条件として①貯蓄・資産、②家族の稼働力、③家族の支援・援助、④労働条件の保障、⑤社会保障の5つの条件を用い、どのような支援があり、いかに生活再建を可能としたのかを明らかにした。

5) 倫理的配慮

名古屋経営短期大学個人情報保護委員会に関する規程に基づき、調査を実施した。

面接調査については対象者に対し、開始前に調査の趣旨や調査の方法、倫理的配慮（得られたデータの匿名性等のプライバシーの保持と厳重管理、研究参加の自由意志等について）の説明を書面と口頭で行い、研究協力に同意を得た。また、得られたデータは研究以外の目的に使用しないことを約束し、分析結果の公表について許可を得た。

III. 調査の結果

S氏、A氏、B氏、C氏、D氏の5名の方にご協力いただいた結果を述べる。面接調査に基づき、名古屋市南区の柴田・白水地区に在住する伊勢湾台風の被災者5名の生活史を分析した。

1. 伊勢湾台風被災者の特性

籠山の生活構造論では生活の階層転落の5つの条件である①貯蓄・資産、②家族の稼働力、③家族の支援・援助、④労働条件の保障、⑤社会保障が満たされていないと、階層転落が始まるとされている。その5つの条件が効いていれば階層転落は起こらない。対象者5人から聞き取った内容を、表2で示すように、台風発生後の応急期、復旧期、復興期に時期区分を行い、それぞれの時期区分においてどのような支援が被災者世帯の生活の窮乏化をくい止めたのか、籠山の階層転落を引き起こす5つの条件を基に①貯蓄・資産、②家族の稼働力、③家族の支援・援助を自助、④労働条件の保障を共助、⑤社会保障を公助に分類し分析を行った。

1) 労働条件の保障により生活再建を果たしたS氏の事例

S氏(21歳、男性)は、昭和22年(小4)より名古屋市南区白水町に住み始める。当時196戸作られた白水住宅(市営住宅)は、2軒続きで水道は2軒に1個の共同の6畳二間(トイレ付き)の持家であった。伊勢湾台風当時の家族構成は、世帯主の父と母、兄二人、妹とS氏の6人世帯であった。隣には姉家族(義理の兄・姉・子2人の4人)が住んでいた。何かあればこの2世帯の大家族で助け合って生活をしていた。S氏は当時、矢作製鉄所の正規労働者であった。台風災害により、世帯主の父、母、妹、姉夫婦の子(長女)が亡くなった。応急期、発災直後は避難所で過ごし、その後被災していない地区に住む祖父の家に避難している。1~2週間で勤務先の会社が操業再開し仕事を開始した。自宅は床上浸水で住める状態ではなかったため、仮住まい期には、家族はそれぞれ別々に居住地を求めた。S氏は、自宅再建まで、勤務先の会社が社宅の2階を用意してくれたという。S氏には持ち家があった。また、S氏以外に兄2人と姉夫婦の4人の稼働力があつた。家族の支援・援助は、祖父の家に世話になるなど、仮住まい期に援助を受けている。大規模工場労働者であったS氏は被災後も就労先を失うことなく収入を得ることができた。被災後、会社の社宅で仮住まいをしながら自宅再建を果たした。さらに会社から災害見舞金や弔慰金を受給した。2年後に兄弟で資金を出し合い自宅を再建した。S氏は①の資産、②の家族の稼働力、③家族に支援・援助という自助と、④労働の保障という共助、⑤社会保障の公助の5つの条件がすべて満たされたことにより、生活再建を果たした。特筆すべきは、S氏からは、応急期の安否確認や物資の支援、仮住まい期の居住地支援、就労保障など会社の支援について「働いとらんかったら、兄たちに面倒を見て貰わないかんかったかもしれん。会社で仕事をしてたから、会社にいけばなんとかしてくれると思った。社宅で仮住まいをしながら、2年後自宅再建した。弔慰金や見舞金も会社から支給された。会社の支援がなかったら生活再建できなかった。」と会社の助けにより生活再建が可能になったことが語られたことである。

2) 地域住民の助け合いに支えられた A 氏の事例

A 氏は、昭和 23（1948）年生まれの男性。父・母・兄 3 人と A の 6 人家族であった。当時 11 歳（小学 6 年生）と幼少であったため、被災後は兄と共に子供だけで母の知り合いの家に 1～2 か月疎開をした。賃貸住宅の自宅は床上浸水で、両親はその片付けに追われていた。貯蓄・資産の有無については不明である。世帯主である父親は、家族の稼働力は被災後もあった。家族の支援・援助は特に受けていない。父親は正規会社員であったため会社の保障、社会保障があり、A 氏の生活は階層転落することなく生活再建を果たした。避難生活時、地域住民と励まし合い、助け合うという互助に支えられた。

3) 階層転落を起こす 5 つの条件が満たされていた B 氏の事例

B 氏は、昭和 15（1940）年生まれの男性。母・姉と B の 3 人家族であった。自宅は 2 階建ての持家であったが、台風により全壊した。B 氏、母、姉 3 人とも就労していたため、家族の稼働力は被災後も失わなかった。被災後は避難所へは行かず、親戚の家で仮住まいをした。大規模工場労働者であった B 氏は、会社の積立金から 7～8 万円貰ったという。また、「市からか貯木場からか 1 万円貰った。」という。B 氏は資産、家族の稼働力、家族の支援・援助という自助と、労働の保障という共助、社会保障の公助のすべての条件が満たされていたため、階層転落なく生活再建を果たすことができたと言える。

4) 労働条件の保障に支えられた単身者 C 氏の事例

C 氏は、昭和 9（1934）年生まれの男性で、発災当時は独身であった。会社の寮で生活し被災時は同僚と助け合ったという。貯蓄・資産の有無については不明である。地方から集団就職で出てきたため、たよる親戚などはいないようであった。しかしながら、大規模工場労働者であった C 氏には労働条件の保障と社会保障があった。C 氏は「独身なので見舞金など何もなかった。」というが、労働条件の保障、社会保障により、階層転落することなく生活再建を果たした。

5) 階層転落を起こす 5 つの条件が満たされていた D 氏の事例

D 氏は、昭和 4（1929）年生まれの女性。夫と D 氏、子ども（長男）の 3 人家族であった。貯蓄・資産の有無については持家あり。自宅の被害は床上浸水であった為、被災直後は避難所へ避難した。その後は、夫の同僚宅で仮住まいをする。また、義理の妹の家で世話になりながら自宅再建を目指した。夫は正規雇用労働者であり 2 か月後に仕事に復帰し収入を得ていた。社会保障あり、弔慰金 5 万円で義父母の仏壇を買ったという。7 か月後に自宅再建を果たした。

表2 避難生活から生活再建までの支援（自助・互助・共助・公助）

時期区分	→ 応急期 →				→ 復旧期 →			復興期 →
	避難生活				仮住まい生活			生活再建
支援	自助	互助	共助	公助	自助	共助	公助	自助
S氏	避難所生活後、1-2日は祖父の家に避難した	筏に近所の人も載せて避難所へ運んだ	会社の人が安否確認に来てくれた 1週間ほどで仕事が再開したので生活できた	自衛隊が握り飯を運んできた 大学で避難所生活をした	遺体探し(12月確認)	会社から弔慰金計6千円、特別第1融資2千円、第2次見舞金金額不明被災1週間後会社から社宅の2階に仮住まい住居を用意され住宅再建まで暮らす	弔慰金(兄弟が対応していたため金額不明) 姉家族は仮設住宅に入った	2年後兄弟で資金を出し合い自宅再建した
A氏	長兄は祖父の家に避難した	隣近所の人で励まし合った	避難所生活を3-4日した後、母の知り合いのところへ疎開した	自衛隊が握り飯を運んできた 小学校で避難所生活をした	父母は自宅を片付けながら生活を続けた	子ども3人は2か月程疎開した(母の知り合いの家) 父は正規労働者として仕事があり収入減とはならず生活は保障された	子どもであったため(小6)不明	父母が自宅の片付けを行った
B氏	避難所へは行かず叔母(母の姉)の家に仮住まいをする 叔父が安否確認に駆け付けてくれた 近所の親戚がきて片付けを手伝ってくれた	家が流されたので翌日は近所歩人の家に避難していた 町内会長だったので、配給のキャンパンなどを町内の人に配った	1週間後から仕事に行った	自衛隊がヘリコプターで握り飯やキャンパンを落としてくれた	叔母が他区へ引越すことになり、叔母の家(同地区)を借金をして購入	会社の積み立てから7-8万円貰った 大企業労働者の為仕事があり、収入減とはならず生活は保障された	市からか貯木場からか、1万円貰った	叔母が他区へ引越すことになり、叔母の家(柴田地区)を借金をして購入
C氏			会社の人と助け合った 会社の仕事として救助活動や遺体運びを手伝った	自衛隊が握り飯を運んできた		会社があり仕事をしながら収入減とはならず生活できた	独身なので見舞金も何もない	2年後に結婚した
D氏	実家の兄夫婦が安否確認に来てくれた	行方不明の両親を捜しに行く時、近所の人から5歳の子どものを見てくれた	12月より夫は仕事を再開した	自衛隊が握り飯を運んできた 小学校で避難所生活をした	夫同僚宅から夫の妹の家に移り、仮住まいした 翌年4月に家の修繕を自費で行い再建する	夫は正社員労働者で仕事が再開すると収入減とはならず生活は保障された 避難所を出て夫の会社の同僚宅に仮住まいをした その後、義理の妹の家に移り仮住まいした	弔慰金5万円 で仏壇を買った	翌年4月に家の修理をし自宅再建する

筆者作成

以上、5人の調査対象者は、①貯蓄、資産、②家族の稼働力、③家族による支援・援助という自助と、④労働の保障という共助、⑤社会保障の公助の条件がすべて満たされないという状態に陥ることなく、災害による突然の窮乏化から回復することができ生活再建を果たしたことが明らかとなった。また、5人に共通する条件は自助であった。S氏、B氏、D氏には貯蓄・資産と家族の稼働力があつた。S氏は大家族であったことで、家族の稼働力により再建を可能にしていた。A氏の家族は世帯主である父親が正規労働者であり、家族の稼働力があつた生活再建を可能にしていた。B氏、D氏においても同様に家族の稼働力により再建を可能にしていた。これにより生活再建には家族の稼働力が不可欠であったと言える。さらに、家族の支援・援助では、S氏、B氏、D氏は、親戚の家に仮住まいを

しながら生活再建を果たしている。仮住まい生活の時期には、家族の支援・援助があった(表3)。このように、伊勢湾台風時、被災者の生活再建は自助が基本であったと言える。

表3 階層転落を起こす5つの条件

対象者	項目	貯蓄・資産	家族の稼働力	家族の支援・援助	労働条件の保障	社会保障制度
S氏		有	有	有	有	有
A氏		不明	有	無	有	有
B氏		有	有	有	有	有
C氏		不明	無	無	有	有
D氏		有	有	有	有	有

筆者作成

しかしながら、ここで特に注目されるのは、『企業の支援』である。被災直後の安否確認や避難所生活時の「会社の助け」、生活再建に向けての居住地の確保という「企業からの保障」があった。S氏、B氏、C氏ら大規模工場労働者は避難生活時から、仮住まい時、生活再建時と長期にわたり会社からの支援を受けたことが伺えた。ここではS氏の勤務先であった矢作製鉄所の救援活動を取り上げ、伊勢湾台風時にあった企業の支援の実態を明らかにする。

2. 矢作製鉄所の支援

1) 矢作製鉄所の被害状況

矢作製鉄の被害は、工場内配電線がこわれ、浸水したが、6日(10日後)に一部が動き出した。台風による会社被害の状況は、復旧費3,150万円、救援費252万円、合計4,769万円であった。従業員及び家族の死亡者は、従業員はなかったが家族は13名であった。被災家屋は、床上浸水(一時)74名、床上浸水(1日以上)61名、家屋半壊58名、家屋半流失13名、家屋全壊7名、家屋全流失5名の218名であった。

2) 従業員による罹災者救援の実態

罹災者救援業務は、台風の翌日9月27日は日曜日であったが、会社の被害状況を案じて出社した社員でとりあえず手近なところから救援を開始し、その後罹災者に対する救援、及び見舞等の受付等の業務を処理する為、受付係、物資購入係、救援係、輸送係、罹災状況調査係というように役割分担し、責任者を置いている。27日、救援隊は、旧白水分校を訪ね従業員とその家族の安否を確認している。28日の午後からボートを7隻確保し救援に威力を発揮している。そのボートは、鳴海のニイノミ池で確保したとある。28日には、救援隊と受付を設置し、28日から10月2日くらいまでは救援隊もやったし、受付も

何でもやったということであった。救援隊は病人の運搬も行っている。30日になって腹痛や下痢を訴える病人を4人運搬したとある。また、救援物資の運搬も行っている。さらに、安否の確認では、「新舞子、大野、武豊とか、そういう遠くにいて様子が分からない、被害状況がわからないということと、後々の問題、色々な先の判断の対象にするために調査が必要だということでもらった¹³⁾。」知多半島方面にまで安否確認に回っていた。「受付にいて一番困ったことは、名前が分からない。顔と名前が合わなくて一番困った。前から社員とか、見習員とか備員とか、救援に行く時、名簿を貰ったんですがね。何か地区別とか社員同士の連絡ですね。そういうはっきりしたしっかりした名簿があったら、今度の救援はもっと迅速にできたと思う¹⁴⁾。」と被災者救援のために名簿の必要性を挙げている。誰かに指示されたのではなく、自発的に会社の中で、被災した従業員を皆で助けようと動いていたことが伺える。

10月8日(12日後)には、被災従業員の救援ならびに救援物資の配給、罹災者の相談等を組織的に行うため、救援隊本部を設置した(図3)。業務分担をして、救援と罹災者相談、物資の受付係等を作っている。救援・復旧も手分けして活動した。また、社内助け合い運動を起こし何か不用品を持ち寄って、困っている人を助けようという活動も行っている。10月18日、救援業務一段落に伴い救援隊本部を解散し、その後救援業務は庶務課において担当した。

3) 災害見舞金により窮乏化が停止

救援隊本部

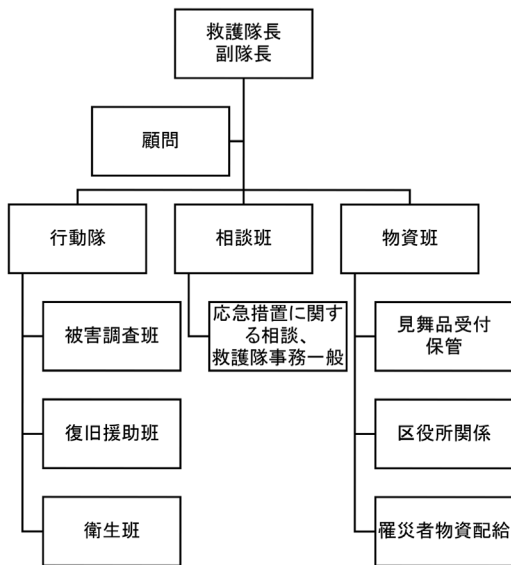


図3 矢作製鉄所の救援隊本部体制

出典：中島(1960)『伊勢湾台風の思い出と教訓』矢作製作所, p.4

第1次見舞金として、取りあえず床上浸水以上の者233名に対し1人2,000円をあてた。また、第2次見舞金として、世帯主には、家屋全流失で30,000円、家屋全壊で、25,000円、家屋半流失で、20,000円など、単身者には、家屋全流失や家屋全壊で10,000円、家屋半流失や半壊で5,000円などの保障を行った(表4)。また、復旧資材の支給やあっせん、貸与なども企業が行っていた。このように大企業では組合(共済組合や労働金庫)から見舞金、借出金の斡旋などにすばやい配慮がなされていた。

表4 第2次見舞金

単位

被災者	区分	床上浸水 (一時)	床上浸水 (一日以上)	家屋半壊	家屋半流失	家屋全壊	家屋全流失
世帯主		2,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000
単身者		1,000	3,000	5,000	5,000	10,000	10,000

出典：中島（1960）『伊勢湾台風の思い出と教訓』矢作製作所，p.4

このように、被災者らは地元の企業や組合に多く助けられていたといえる。伊勢湾台風時には会社ぐるみの支援という共助があった。その背景には高度経済成長という経済発展があり、企業が被災者を多く支援することができたからと考えられる。そして、S氏やB氏、C氏の語りから、会社の支援は、伊勢湾台風災害被災者において、欠くことのできない大きなものであったことが伺える。これは、地元企業が日頃から激しい生産競争に打ち勝つために、従業員の人間関係に留意していたためであり、この日頃からの会社と従業員のつながりが、被災者の生活再建に共助として大きな貢献をなし得たといえる。

さらに、本来であれば自治体や国など行政が行うべき、安否確認や救援物資の運搬、病人の運搬などの救援や支援を、会社内で組織的に行っていた。その活動は、自発的であり、内発的であった。当時、なぜこのような支援が行えたのか。高度経済成長期、右肩上がりの経済状態の中、従業員はいくらでもいる時代であるにもかかわらず、被災した従業員一人ひとりの安否を確認し、助け合っていた。伊勢湾台風当時の人々には、人と地域や社会の、それぞれの助け合いの精神、相互扶助といった、困ったときに助け合い支え合う精神があたりまえにあったと言える。

IV. 考察

本研究では、戦後、甚大な被害をもたらしたとされる伊勢湾台風に着目し、被災住民の生活実態をとらえ、生活の変容について質的アプローチにより検討した。実際に被害が特に甚大であった名古屋市南区柴田・白水地区を対象地域とした。対象地域に在住する伊勢湾台風経験者5名への面接調査を通して、伊勢湾台風災害の被災者の生活は災害によりどのように変容したのか。伊勢湾台風の被害に関する実態をとらえ明らかにすることができた。また、伊勢湾台風被災者の生活再建時に、自助、共助、公助はそれぞれどのような役割を果たしたのか、明らかにすることができた。

第1に、自己や家族で自身の身を守り、また被災をしていない地域に住む親族の助けによる自助である。伊勢湾台風災害時、インタビュー対象者らは自力での生活再建を果たしている。伊勢湾台風後の生活再建を果たした一番の理由は、自助であったと言える。そこには、伊勢湾台風当時の家族は、S氏やA氏のように、現代社会の核家族とは異なり、

世帯員数の多い大家族が多くあった。就労者が世帯内に複数人いたことにより、生活再建を果たすことができたと考えられる。

第2に地域住民による互助である。自助では対応できない時には助け合いが必要になる。伊勢湾台風時には、隣近所の住民同士の助け合いであった。地域住民の助け合いは、自発的に発生していたことから、平常時からの地域のつながりが深かったことが伺えた。

第3に、地元企業による共助である。被災者らは地元企業に多く助けられている。柴田・白水地区は大規模工場が多くあり、そこで働く労働者は会社の助けによって、避難生活の際、社宅や寮に仮住まいをしながら、生活再建を果たした。その背景には高度経済成長という経済発展があり、日本の実質 GDP の増加率（経済成長率）¹⁵⁾は、11.2%と高かった時期である。名古屋市は中部経済圏の中心都市として、また伊勢湾臨界工業地帯の中心として、産業経済は、年々急激な成長率で躍進を続けていた。なかでも南区は、従業員 200 人以上の大企業が港区と共に集中していた地域である¹⁶⁾。このような背景の中、企業が被災者を多く支援することができたと考えられる。地域の企業は被災者の生活再建に共助として大きな貢献をなし得たといえる。

籠山の生活構造論では生活の階層転落の 5 つの条件である①貯蓄・資産、②家族の稼働力、③家族の支援・援助、④労働条件の保障、⑤社会保障が満たされていないと、階層転落が始まるとされている。その 5 つの条件が効いていれば階層転落は起こらない。伊勢湾台風時は、国でも自治体でもなく、親族でもない、企業が生活の階層転落を防止する支援を行っていたことが明らかとなった。「会社に助けられた。会社に行けば何とかしてくれると思った。会社があってよかった。」という S 氏の語りからは、企業に助けられ有難かったという思いが強く伝わってきた。インタビュー調査の 5 つの事例から、先行研究にはない新たな知見が得られたところである。

第4に、警察や消防、自衛隊による救援、行政による社会保障の公助である。警察や消防、自衛隊の活動は、遺体収容処理、炊き出しや物資の運搬といった支援があった。行政により住宅対策、医療対策、児童福祉対策、生活保護対策など多岐にわたって対策が実施されていた。しかしながら、インタビュー調査からは、生活再建に繋がってはいなかった。災害により破壊された生活を再建するのは、誰なのか。憲法 25 条では、国が保障すると言っているが、機能していたとはいえない。

V. おわりに

伊勢湾台風時の生活再建過程の実態を踏まえ、現代社会に向けた課題を明示し提言する。過去の災害がもたらした、被災者の生活再建のプロセスをとらえ、解明することで、現代社会における災害時の制度、方法の課題を明らかにすることができる。災害により人々の生活が破壊されたとき、その生活再建を支援するのは誰なのか。国や自治体は、

その責任を果たしているのであろうか。今回のインタビュー調査対象者である伊勢湾台風被災者は、自助で生活再建を果たした。被災者やその家族間で助け合うという、生活再建には自助が優先された。その被災者の自助を支えたのは、被災者の働く会社の共助であった。企業による共助が被災者の生活再建に最も貢献したのである。国や自治体の社会保障という公助はほとんど機能しておらず、それに代わって様々な被災者支援を実行したのが企業であった。しかしながら、今日社会状況は多様化しており、企業も脆弱化しているなか、伊勢湾台風時のような支援を企業に求めることは困難といえる。

長期的な避難生活を伴う大規模災害において、生活再建に係る即応的で実効的な法制度の整備が求められている。被災者の実効的な生活の再建が図られるよう、法制度の整備を急がなければならない。

さらに、今後の課題として、社会状況が多様化している現代社会においては、災害が発生し困窮した状況に陥らないよう専門職による重層的な支援をつなぐ体制が求められよう。被災者の生活を実質的に支える専門職として、ソーシャルワーカーの役割が大きいと考えられる。「災害時のソーシャルワーク」という概念を構築し、方法論として確立していく研究が求められている。

参考文献

- 浦辺史 (1959) 「伊勢湾台風と社会福祉」『社会事業』42(12)全国社会福祉協議会, pp.2-10
- 竈山京 (1976) 『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会
- 竈山京 (1971) 「国民生活の構造」松原治郎編集・解説『現代のエスプリ第52号現代人の生活構造—その価値観と分析—』至文堂, pp.127-137
- 竈山京・江口英一 (1974) 『社会福祉論』光生館
- 真田是 (1960) 「伊勢湾台風と地域組織化の問題」『社会事業』43 (1) 全国社会福祉協議会, pp.47-52
- 穴戸健夫 (1959) 「子ども達は守られたか—伊勢湾台風と名古屋市における臨時保育活動」『社会事業』42 (12) 全国社会福祉協議会, pp.21-31
- 高島進 (1960) 「伊勢湾台風と社会福祉—低所得層の生活問題—」被災学生を守る会編集委員会編集『伊勢湾台風』名大教養部内被災学生を守る会事務局, pp.135-144
- 中島繁 (1960) 『伊勢湾台風の思い出と教』矢作製鉄所
- 名古屋市総務局調査課 (1961) 『伊勢湾台風災害誌』名古屋市
- 野口定久 (2018) 『ゼミナール地域福祉学図解でわかる理論と実践』中央法規
- 松原治郎 (1971) 「生活とは何か」松原治郎編集・解説『現代のエスプリ第52号現代人の生活構造—その価値観と分析—』至文堂, pp.5-22

註

- 1) 1959年9月26日、台風15号は(国際名ヴェラ)東海地域を中心とし、全国に渡って甚大な被害をもたらした台風である。伊勢湾岸の愛知県、三重県の被害が特に甚大であったことから伊勢湾台風と呼ばれる。
- 2) 全壊家屋36135棟、半壊家屋113052棟、流失家屋4703棟、床上浸水157858棟、船舶被害13759隻。
- 3) 総務省消防庁『消防白書平成20年度版』総務省消防庁
- 4) 竈山京 (1976) 『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会, p.18
- 5) 竈山京 (1976) 『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会, pp.18-19
- 6) 竈山京 (1976) 『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会, p.20

- 7) 箆山京 (1976) 『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会, pp.23-24
- 8) 箆山京 (1971) 「国民生活の構造」松原治郎編集・解説『現代のエスプリ第52号現代人の生活構造—その価値観と分析—』至文堂, pp.128-131
- 9) 箆山京 (1976) 『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会, p.39
- 10) 箆山京 (1976) 『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会, pp.40-41
- 11) 矢守克也, 渥美公秀, 近藤誠司, 宮本匠 (2011) 『防災・減災の人間科学 いのちを支える, 現場に寄り添う』新曜社, p.37
- 12) 石井路子 (2004) 「地域社会における自立支援システムについて—日本の福祉構造改革と自助・互助・共助および公助—」『奈良女子大学社会学論集第11号』奈良女子大学社会学研究会, pp.89-100
- 13) 中島繁 (1960) 『伊勢湾台風の思い出と教訓』矢作製鉄所, p.58
- 14) 中島繁 (1960) 『伊勢湾台風の思い出と教訓』矢作製鉄所, pp.60-61
- 15) 経済成長率はどれだけ経済規模が伸びたかをあらわしている。1995年阪神・淡路大震災時は2.74%、2011年東日本大震災時は-0.12%であった。2015年は1.35%、2018年は1.21%であり、日本の経成長率は段階的に低下してきている (内閣府 <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html> (2018.9.25))。
- 16) 名古屋市総務局調査課 (1961) 『伊勢湾台風災害誌』名古屋市, p.5